

令和 4 年度

坂城町一般会計・特別会計決算及び
財政健全化判断比率に関する審査意見書

坂 城 町 監 査 委 員

目

次

・ 審査の概要.....	1
・ 決算の概要	
(1) 総括.....	3
(2) 一般会計.....	5
(3) 特別会計.....	9
・ 実質収支に関する調書.....	1 1
・ 基金の運用状況.....	1 2
・ 工事等検査箇所調書.....	1 4
・ 指摘事項	
(1) 一般会計.....	1 5
(2) 特別会計.....	1 6
(3) 財政援助団体.....	1 6
財政健全化法に基づく健全化判断比率の概要及び指摘事項.....	1 7
坂城町監査基準.....	1 8

令和4年度
坂城町一般会計・特別会計・財政援助団体決算
及び財政健全化判断比率に関する審査意見書

審 査 の 概 要

審査の対象

- 1 一般会計・特別会計
 - ① 地方自治法第233条第2項の規定による歳入歳出決算
令和4年度 坂城町一般会計 歳入歳出決算
令和4年度 坂城町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算
令和4年度 坂城町工業地域開発事業特別会計 歳入歳出決算
令和4年度 坂城町下水道事業特別会計 歳入歳出決算
令和4年度 坂城町介護保険特別会計 歳入歳出決算
令和4年度 坂城町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算
 - ② 地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況
 - ③ 地方自治法第199条第5項の規定による令和4年度に施工した工事
- 2 地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体
令和4年度 一般財団法人更埴地域勤労者共済会歳入歳出決算
- 3 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率
- 4 法律・政令で定める決算附属書類
 - ① 歳入歳出決算事項別明細書
 - ② 実質収支に関する調書
 - ③ 財産に関する調書
 - ④ 基金の運用状況に関する資料
 - ⑤ 令和4年度施工した工事に関する資料
 - ⑥ 地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類

審査の期間

令和5年7月20日から7月31日まで及び8月17日

審査の場所

坂城町役場

審査の方法

町長から審査に付された令和4年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書類等をもとに、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性の審査を行い、関係各課等により主要施策の成果の説明を聴取し審査を行った。

また、決算審査にあわせ、地方自治法第199条第7項の規定により、町が補助金を交付している団体のうち、一般財団法人更埴地域勤労者共済会について、令和4年度歳入歳出決算書類等と照合し、担当者の説明を聴取し審査を行った。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、令和4年度決算の財政健全化判断比率については、当該比率の算定の基礎となる書類をもとに計数の正確性の審査を行い、関係課から説明を聴取して審査を行った。

審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めた。

また、一般財団法人更埴地域勤労者共済会について、令和4年度の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも正確に処理されており、適正であると認めた。

審査に付された財政健全化判断比率及び算定書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めた。

決算の概要

1 総括

令和4年度決算は、一般会計の歳入総額は8,286,372,836円で、前年度と比較して110,822,026円の増となり、対前年比は1.4%の増であった。

歳出総額は8,177,494,867円で、前年度と比較して88,105,276円の増となり、対前年比は1.1%の増であった。

歳入歳出差引残額は108,877,969円で、前年度と比較し22,716,750円増の決算状況であった。

また、特別会計では、歳入総額は4,602,428,437円で対前年比は10.6%の増、歳出総額は4,558,719,922円で対前年比は11.4%の増、歳入歳出差引残額は43,708,515円で、前年度と比較し、27,816,063円減の決算状況であった。

(単位：円、%)

区別	会計別	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出 差引残額	予算決算対比	
						歳入	歳出
4年度	一般会計	8,536,139,427	8,286,372,836	8,177,494,867	108,877,969	97.1	95.8
	特別会計	4,651,920,000	4,602,428,437	4,558,719,922	43,708,515	98.9	98.0
	計	13,188,059,427	12,888,801,273	12,736,214,789	152,586,484	97.7	96.6
3年度	一般会計	8,232,282,320	8,175,550,810	8,089,389,591	86,161,219	99.3	98.3
	特別会計	4,277,211,000	4,162,312,202	4,090,787,624	71,524,578	97.3	95.6
	計	12,509,493,320	12,337,863,012	12,180,177,215	157,685,797	98.6	97.4
比較増減	一般会計	303,857,107	110,822,026	88,105,276	22,716,750	-	-
	特別会計	374,709,000	440,116,235	467,932,298	△ 27,816,063	-	-
	計	678,566,107	550,938,261	556,037,574	△ 5,099,313	-	-
対前年比	一般会計	3.7	1.4	1.1	26.4	-	-
	特別会計	8.8	10.6	11.4	△ 38.9	-	-
	計	5.4	4.5	4.6	△ 3.2	-	-

- (1) 財政構造の良否（特に財政の硬直度）を示す経常収支比率は、高いほど財政の硬直化が進んでいる。令和4年度の経常収支比率は0.1ポイントの増となっているものの、昨年度に続き低い数値で推移している。今後も引き続き抑制に向けて留意してください。

財政力指数は、数値が「1」に近いほど財源に余裕があるといわれるが、3年平均値では、前年度より0.041低下した。財政の健全化に努力してください。

経常収支比率

年 度	経常収支比率
令和2年度	88.4%
令和3年度	79.0%
令和4年度	79.1%

財政力指数

年 度	3年平均	単年度
令和2年度	0.704	0.703
令和3年度	0.682	0.627
令和4年度	0.641	0.592

- (2) 公債費比率は前年度より0.2ポイント増加した。町事業推進にあたっては、起債事業も必要と考えるが、将来にわたり負担を負うものであり、世代間の公平負担を考慮され、その運用には、財政規模との均衡を図りながら十分留意してください。

公債費比率

(単位：千円、%)

年 度	地方債元利償還金	標準財政規模	公債費比率
令和元年度	634,439	4,296,585	6.1
令和2年度	599,987	4,506,023	5.1
令和3年度	574,227	4,767,531	4.2
令和4年度	586,534	4,608,497	4.4

- (3) 実質公債費比率については、一般会計から公営企業（下水道事業など）や一部事務組合の元利償還金への繰出金なども借金返済とみなし計算する。

元利償還金の額は年々減少しているが、令和4年度は分母の標準財政規模が減少したため、実施公債費比率は、単年度で前年度から0.4ポイントの増、3年平均値では、0.5ポイントの減となっている。

引き続き、健全な財政運営に努めてください。

実質公債費比率

年 度	3年平均	単年度
令和2年度	9.0%	8.8%
令和3年度	8.4%	7.3%
令和4年度	7.9%	7.7%

2 一般会計

令和4年度一般会計決算額は、歳入総額8,286,372,836円（調定額に対する収入率97.7%）、歳出総額8,177,494,867円（予算現額に対する執行率95.8%）、歳入歳出差引残額は108,877,969円で、そのうち24,000,000円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額の84,877,969円は翌年度へ繰り越している。

(1) 歳入

歳入について、予算現額に対する収入率は97.1%、調定額に対する収入率は97.7%であり、収入済額は前年度と比較し、110,822,026円の増（前年度収入済額8,175,550,810円）の決算であった。

なお、令和4年度款別収入は次表のとおりである。

令和4年度 款別収入状況表

(単位：円、%)

款別	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	構成比
1 町税	2,746,975,000	2,934,523,654	2,778,114,440	102,703,679	94.7	33.5
2 地方譲与税	67,513,000	67,513,000	67,513,000	0	100.0	0.8
3 利子割交付金	770,000	770,000	770,000	0	100.0	0.0
4 配当割交付金	9,394,000	9,394,000	9,394,000	0	100.0	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	6,861,000	6,861,000	6,861,000	0	100.0	0.1
6 法人事業税交付金	67,846,000	67,846,000	67,846,000	0	100.0	0.8
7 地方消費税交付金	384,782,000	384,782,000	384,782,000	0	100.0	4.6
8 環境性能割交付金	4,457,000	4,457,000	4,457,000	0	100.0	0.1
9 地方特例交付金	17,713,000	17,713,000	17,713,000	0	100.0	0.2
10 地方交付税	1,703,540,000	1,703,540,000	1,703,540,000	0	100.0	20.6
11 交通安全対策特別交付金	1,503,000	1,503,000	1,503,000	0	100.0	0.0
12 分担金及び負担金	33,845,000	40,750,986	34,481,330	6,269,656	84.6	0.4
13 使用料及び手数料	65,543,000	70,754,553	66,312,853	4,441,700	93.7	0.8
14 国庫支出金	993,213,000	918,865,037	918,865,037	0	100.0	11.1
15 県支出金	563,518,000	426,561,221	426,561,221	0	100.0	5.2
16 財産収入	25,669,000	25,669,676	25,669,676	0	100.0	0.3
17 寄附金	161,935,000	161,935,000	161,935,000	0	100.0	2.0
18 繰入金	739,999,000	739,998,774	739,998,774	0	100.0	8.9
19 繰越金	52,160,427	52,161,219	52,161,219	0	100.0	0.6
20 諸収入	484,938,000	511,593,913	485,629,286	25,964,627	94.9	5.9
21 町債	403,965,000	332,265,000	332,265,000	0	100.0	4.0
合計	8,536,139,427	8,479,458,033	8,286,372,836	139,379,662	97.7	100.0

① 町税の税目別収入状況

(単位：円、%)

年度区分 項 別	令和4年度				令和3年度		増減率
	予算現額	調定額	収入済額	収入率	収入済額	収入率	
町 民 税	1,250,208,000	1,300,225,221	1,270,236,867	97.7	1,171,864,418	97.5	8.4
固定資産税	1,311,882,000	1,443,722,701	1,319,674,646	91.4	1,241,678,605	89.3	6.3
軽自動車税	58,473,000	64,162,470	61,789,665	96.3	59,317,900	96.2	4.2
町たばこ税	122,314,000	122,314,272	122,314,272	100.0	112,909,309	100.0	8.3
入 湯 税	4,098,000	4,098,990	4,098,990	100.0	4,457,790	100.0	△ 8.0
計	2,746,975,000	2,934,523,654	2,778,114,440	94.7	2,590,228,022	93.4	7.3

※ 収入済額は、還付未済額を含めた金額

※ 町民税の収入済額については、個人は12.0%の減、法人が60.6%の増で、町民税全体では8.4%の増となった。固定資産税については、令和3年度において実施された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての事業所用家屋及び償却資産の軽減制度が終了となったこと等により6.3%の増となった。町税全体では、7.3%の増となっている。

収入率については、前年度と比較して上昇している。引き続き徴収率向上に努力してください。

② 町税のうち法人町民税の割合

(単位：円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比 較 A-B C	増減率 C/B
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
町 税	2,778,114,440		2,590,228,022		187,886,418	7.3
うち法人分	529,529,200	19.1	329,770,300	12.7	199,758,900	60.6

※ 法人町民税の決算額については、前年度と比較して60.6%の増となった。

③ 町税の現年課税分及び滞納繰越分の内訳

(単位：円、%)

年度区分 内 訳	令和4年度					令和3年度	
	調 定 額	収 入 済 額	収入率	不納欠損額	収入未済額	収入未済額	収入率
現年課税分	2,781,775,302	2,767,478,228	99.5	580,795	13,716,279	11,930,377	99.3
滞納繰越分	152,748,352	10,636,212	7.0	53,124,740	88,987,400	140,952,356	7.3
計	2,934,523,654	2,778,114,440	94.7	53,705,535	102,703,679	152,882,733	93.4

※ 収入未済額全体については収入率の増加や滞納処分が行われたこと等により、前年と比較して50,179,054円の減となった。

収入率については全体では上昇しており、徴収の成果が見られる。引き続き、現年課税分の滞納を出さないよう努力してください。

また、納税の公平原則の上から適切な対応を図り、滞納者については厳正な措置を取る等、引き続き積極的かつ継続的な取り組みをしてください。

④ 不納欠損処分の税目別内訳

(単位：円)

区 分	町民税	固定資産税	軽自動車税	計
現年課税分	9,395	571,400	0	580,795
滞納繰越分	1,105,392	51,954,078	65,270	53,124,740
計	1,114,787	52,525,478	65,270	53,705,535
内 訳 (実質合計人数 33人)	41件 (5人)	384件 (29人)	11件 (2人)	436件 (36人)
3年度不納欠損額	2,474,197	26,093,271	287,000	28,854,468
増 減	△ 1,359,410	26,432,207	△ 221,730	24,851,067

※ 不納欠損処分は、地方税法の規定に基づくもので、内容はやむを得ないものと認められた。今後とも厳正に取り扱ってください。

(2) 歳 出

歳出については、予算現額8,536,139,427円に対して、支出済額は8,177,494,867円、令和5年度への繰越事業費は321,327,075円、不用額は37,317,485円で、予算現額に対する執行率は95.8%であり、歳出額は前年度に比較し、88,105,276円増の決算であった。

なお、令和4年度の款別支出は、次表のとおりである。

令和4年度 款別支出状況表

(単位：円、%)

款 別	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	構成比
1 議会費	86,530,000	86,458,094	0	71,906	99.9	1.1
2 総務費	1,502,003,127	1,467,609,825	7,728,712	26,664,590	97.7	18.0
3 民生費	2,292,069,000	2,290,607,951	0	1,461,049	99.9	28.0
4 衛生費	454,568,000	453,327,170	0	1,240,830	99.7	5.5
5 労働費	41,538,000	41,472,389	0	65,611	99.8	0.5
6 農林水産業費	421,627,000	270,507,468	150,673,000	446,532	64.2	3.3
7 商工費	664,843,000	664,493,042	0	349,958	99.9	8.1
8 土木費	893,026,360	779,990,789	112,372,763	662,808	87.3	9.5
9 消防費	291,785,000	289,562,406	2,052,600	169,994	99.2	3.5
10 教育費	1,300,756,800	1,246,931,362	48,500,000	5,325,438	95.9	15.3
12 公債費	587,151,000	586,534,371	0	616,629	99.9	7.2
14 予備費	242,140	0	0	242,140	0.0	0.0
合 計	8,536,139,427	8,177,494,867	321,327,075	37,317,485	95.8	100.0

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2・3年度に引き続き、「町民まつり」等の町行事や、高校生・中学生等の海外派遣等が中止となる一方で、原油価格・物価高騰等の影響を受ける町民や事業所等への支援等、多くの事業が実施された。

主なものとして、低所得世帯を支援する、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業のほか、町独自の支援として、さかきのお店応援券事業や消費回復応援事業により、町内の商業店舗への商業喚起の拡大の取組みのほか、運送事業者や中小企業の継続支援金の支給、農家等の支援のための農業資材価格高騰対策事業などが実施された。

公共施設の整備では、町体育館の耐震補強及びボルダリング施設等の新設などの大規模改修や開館20周年を迎えた「びんぐし湯さん館」リニューアル改修工事により、利用しやすい環境整備が行われた。また、デジタル化の推進により、マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付が導入され、町民の利便性の向上が図られた。

インフラ関係では、町の基幹道路である町道A01号線道路改良工事や、昭和橋等の橋梁修繕事業など、生活基盤に係る事業についても継続して実施されている。

今後も住みよいまちづくりを進め、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに積極的に取り組む中で、予算の適正かつ効果的な執行を望むところである。

3 特別会計

令和4年度 特別会計決算総括表

(単位：円)

会計別	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引残高
国民健康保険	1,365,305,000	1,366,755,187	1,365,275,428	1,479,759
工業地域開発	780,817,000	780,816,528	780,816,528	0
下水道事業	874,050,000	822,786,934	804,232,690	18,554,244
介護保険	1,384,525,000	1,384,845,071	1,361,175,813	23,669,258
後期高齢者医療	247,223,000	247,224,717	247,219,463	5,254
合計	4,651,920,000	4,602,428,437	4,558,719,922	43,708,515

(1) 国民健康保険特別会計

決算状況は、歳入合計は1,366,755,187円、歳出合計は1,365,275,428円、歳入歳出差引残額1,479,759円で、その残額のうち750,000円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額729,759円は翌年度へ繰り越している。

① 収納の状況（国民健康保険税）

(単位：円、%)

区分 項目別	令和4年度					3年度	増減率
	調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額	収入未済額	
現年課税分	269,595,100	261,977,959	97.2	0	7,617,141	5,413,855	40.7
滞納繰越分	36,331,524	7,133,907	19.6	913,642	28,283,975	31,410,469	△ 10.0
計	305,926,624	269,111,866	88.0	913,642	35,901,116	36,824,324	△ 2.5

※ 収入済額は、還付未済額を含めた金額

② 不納欠損状況

区分	令和4年度
人数	5人
件数	108件
金額	913,642円
3年度不納欠損額	4,054,000円
増減	△ 3,140,358円

(2) 工業地域開発事業特別会計

決算状況は、歳入・歳出合計ともに780,816,528円で、歳入歳出差引残額はない。

(3) 下水道事業特別会計

決算状況は、歳入合計は822,786,934円、歳出合計は804,232,690円、歳入歳出差引残額18,554,244円は翌年度へ繰り越している。

① 収納の状況（受益者負担金、使用料、手数料）

(単位：円、%)

区 分 項目別	令和4年度					3年度	増減率
	調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額	収入未済額	
下水道負担金	96,006,940	83,513,050	87.0	1,217,370	11,276,520	12,884,430	△ 12.5
受益者負担金	83,122,510	81,998,670	98.6	0	1,123,840	1,039,350	8.1
滞納繰越分	12,884,430	1,514,380	11.8	1,217,370	10,152,680	11,845,080	△ 14.3
使用料	196,037,269	182,571,741	93.1	5,168,712	8,296,816	12,956,344	△ 36.0
下水道使用料	183,080,925	181,748,407	99.3	0	1,332,518	1,368,329	△ 2.6
滞納繰越分	12,956,344	823,334	6.4	5,168,712	6,964,298	11,588,015	△ 39.9
手数料	137,900	137,900	100.0	0	0	0	0.0
計	292,182,109	266,222,691	91.1	6,386,082	19,573,336	25,840,774	△ 24.3

② 不納欠損状況

区 分	令和4年度
人 数	6人
件 数	99件
金 額	6,386,082円
3年度不納欠損額	円
増 減	+6,386,082円

(4) 介護保険特別会計

決算状況は、歳入合計は1,384,845,071円、歳出合計は1,361,175,813円、歳入歳出差引残額23,669,258円で、その残額のうち200,000円を地方自治法第233条の2の規定により基金として積み立て、残額23,469,258円は翌年度へ繰り越している。

① 収納の状況（介護保険料）

(単位：円、%)

区 分 項目別	令和4年度					3年度	増減率
	調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額	収入未済額	
現年度分	304,319,700	303,494,480	99.7	0	825,220	889,470	△ 7.2
滞納繰越分	6,996,284	819,788	11.7	127,980	6,048,516	5,989,414	1.0
計	311,315,984	304,314,268	97.8	127,980	6,873,736	6,878,884	△ 0.1

※ 収入済額は、還付未済額を含めた金額

② 不納欠損状況

区 分	令和4年度
人 数	2人
件 数	17件
金 額	127,980円
3年度不納欠損額	84,625円
増 減	+43,355円

(5) 後期高齢者医療特別会計

決算状況は、歳入合計は247,224,717円、歳出合計は247,219,463円、歳入歳出差引残額5,254円は翌年度へ繰り越している。

① 収納の状況（後期高齢者医療保険料）

（単位：円、％）

区 分	令和4年度					3年度	増減率
	調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額	収入未済額	
現年度分	199,562,200	199,611,300	100.00	0	△ 49,100	△ 343,700	—
滞納繰越分	19,000	19,000	100.00	0	0	0	—
計	199,581,200	199,630,300	100.00	0	△ 49,100	△ 343,700	—

※ 収入済額は、還付未済額を含めた金額

② 不納欠損状況

区 分	令和4年度
人 数	0人
件 数	0件
金 額	0円
3年度不納欠損額	0円
増 減	0円

実質収支に関する調書

実質収支に関する調書は、それぞれの会計において適法に作成されており、計数は正確であると認めた。

基金の運用状況

基金は、一般会計分18基金及び特別会計2基金でそれぞれの計数は正確であり、一般会計における基金の運用については、ふるさとまちづくり基金、広域行政事業基金等々、設置目的に合った活用がなされ、その処理は適切であると認めた。

また、特別会計における基金の運用についても、事業遂行のために必要なものであり、その処理についても適切であると認めた。

(1) 令和4年度 一般会計基金明細書

(単位：円)

名 称	前年度末 現在高	決算年度中増減高			決算年度末 現在高	
		積立金(増加)		とりくずし金 (減少)		
		決算剰余金	予算積立			
財政調整基金	2,492,933,117	34,000,000	6,543,000		2,533,476,117	
減債基金	729,210,091		1,888,000		731,098,091	
その他特定目的基金	社会福祉基金	239,499,718		1,480,000		240,979,718
	勤労者住宅建設融資利子補給基金	2,000,000				2,000,000
	奨学基金	7,570,078		43,000	645,000	6,968,078
	文教施設等整備基金	872,328,345		204,033,000	145,000,000	931,361,345
	土地開発基金	17,296,463		107,000		17,403,463
	公園整備基金	170,545,075		21,036,000	2,958,000	188,623,075
	人づくり基金	267,770		2,000		269,770
	工業振興施設等整備基金	209,985,358		11,258,000	6,379,000	214,864,358
	水資源対策・営農推進基金	32,411,540		190,000	1,774,000	30,827,540
	ふるさとまちづくり基金	282,066,923		151,026,000	259,438,000	173,654,923
	びんぐし湯さん館施設整備等基金	426,653,654		60,839,000	286,431,000	201,061,654
	高額療養費等貸付基金	10,627,000		66,000		10,693,000
	広域行政事業基金	504,946,000		50,934,000	30,258,000	525,622,000
	森林づくり基金	4,614,900		849,000	2,100,000	3,363,900
	新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金	8,366,000		1,000,000	4,742,000	4,624,000
	保健福祉等複合施設整備基金	265,225,000		356,855,000		622,080,000
小計	3,054,403,824		859,718,000	739,725,000	3,174,396,824	
合計	6,276,547,032	34,000,000	868,149,000	739,725,000	6,438,971,032	

※「予算積立」額は、決算年度中運用益金(利子等)の基金編入分を含む。

土地開発基金(土地保有分)

土地開発基金(土地保有分)	区分	前年度末現在	決算年度中増加	決算年度中減少	決算年度末現在
	金額(円)	156,478,648			156,478,648
	面積(m ²)	7,393.21			7,393.21

(2) 令和4年度 特別会計基金明細書

(単位：円)

名 称	前年度末 現在高	決算年度中増減高			決算年度末 現在高
		積立金(増加)		取りくずし金 (減少)	
		決算剰余金	予算積立		
国民健康保険基金	104,028,839	750,000	259,000	3,383,000	101,654,839
介護保険支払準備基金	380,401,000	50,000	40,214,000		420,665,000
合 計	484,429,839	800,000	40,473,000	3,383,000	522,319,839

※「予算積立」額は、決算年度中運用益金(利子等)の基金編入分を含む。

工事等検査箇所 調書

(令和5年7月31日実施)

(単位 千円)

No.	事業名	事業内容	事業費	財 源 内 訳			
				国・県 支出金	地方債	その他 特 定	一般財源
①	令和4年度坂城町 温泉施設改修工事	びんぐし湯さん館 ・展望デッキ新設 ・レストラン拡張 ・空調設備更新 ・その他修繕等一式	191,246			187,550	3,696
②	令和4年度坂城町 体育館耐震補強及 び大規模改修工事	・耐震補強工事 ・大規模改修工事	283,811		78,400	145,000	60,411
③	令和4年度 道路 メンテナンス補助 昭和橋1工区床版 下面補修工事	橋梁補修 ・床版下面補修工事 A=173 m ²	49,192	26,664	19,600		2,928
	令和4年度 道路 メンテナンス補助 昭和橋2工区床版 下面補修工事	橋梁補修 ・床版下面補修工事 A=160 m ²	49,643	27,280	20,000		2,363
	令和4年度 道路 メンテナンス補助 昭和橋3工区照明 設備工事	橋梁補修 ・照明設備補修工事 一式	8,525	1,375	1,000		6,150
④	令和4年度苅屋原 地区落石対策工事	落石対策工事 ・ロープ掛工1式 ・覆式ロックネット工 A=1,727 m ² ・特殊伐採 1式 ・仮設道設置 A=993.7 m ²	34,683		34,683		

指 摘 事 項

一般会計各課等

◎議会事務局
なし

◎会計室
なし

◎総務課
・職員研修について様々な方法を活用し、充実に努めてください。

◎企画政策課
・町の事業や地域の取組みをホームページに掲載し、広く町民に向けた情報発信に努めてください。

◎住民環境課
・引き続き地域交通安全のために、一層の啓発活動等に努めてください。
・ごみの減量化に向け、リサイクルの大切さを学習できる場の提供の充実に努めてください。

◎福祉健康課
・新型コロナウイルスの影響により中止を余儀なくされていた各種講座等について、町民の更なる健康増進に向け事業を推進してください。
・精神障がい者入院医療費助成金について、制度の周知に努めてください。

◎商工農林課
・補助事業等を活用しながら、更に農業のICT化を推進してください。
・マスコットキャラクター「ねずこん」を利用した町のPRをより一層推進してください。

◎建設課
・計画的に町営住宅の改修、集約、除却に努めてください。
・デマンド交通乗り合いタクシーの本格運行に向けて、多くの利用者の要望を聞く中で、より利便性の高い運行となるよう、引き続き検討を進めてください。

◎教育委員会
・各種行事の開催方法などアフター・コロナに向け、工夫をしながら取組みを進めてください。
・図書館事業を通じて、児童生徒が、引き続き書籍に親しむ取組みを検討してください。
・教員住宅の管理について、今後も計画的に進めてください。

特 別 会 計

◎国民健康保険特別会計

- ・保険税徴収の努力がうかがえます。引き続き未納額減少に努めてください。

◎工業地域開発事業特別会計

なし

◎下水道事業特別会計

- ・接続率向上に向けた啓発を推進するとともに、引き続き未納額減少に努めてください。

◎介護保険特別会計

- ・保険料の徴収努力がうかがえます。引き続き未納額減少に努めてください。

◎後期高齢者医療特別会計

- ・保険料の徴収努力がうかがえます。引き続き徴収率の維持に努めてください。

財 政 援 助 団 体

◎一般財団法人更埴地域勤労者共済会

- ・引き続き各種講座を通じて、勤労者等の健康増進に努めてください。

財政健全化法に基づく健全化判断比率の概要及び指摘事項

- (1) 実質赤字比率は、普通会計における「歳入額から歳出額を差引いた額」を標準財政規模で割った比率で、決算が黒字であったことから、数値が「－」となった。早期健全化基準は、15.0%となっている。
- (2) 連結実質赤字比率は、全ての特別会計を含めた地方公共団体として決算が赤字か黒字かを示すもので、黒字であったことから、数値が「－」となった。早期健全化基準は、20.0%となっている。
- (3) 実質公債費比率は、年々数値が減少しており、早期健全化基準が25.0%に対して7.9%で、昨年度より0.5ポイント減少した。
- (4) 将来負担比率は、一般会計等の地方債残高のほか、下水道事業の特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合、さらに土地開発公社などに対する債務も含めた「自治体が背負っている実質的な債務」を標準財政規模で割った比率で、将来的な負担の重さを示すもので、黒字であったことから、数値が「－」となった。
- (5) 資金不足比率は、公営企業ごとに、企業活動に必要な資金の過不足を示す指標で、資金が充足されていることから、数値が「－」となった。経営健全化基準は20.0%となっている。

財政健全化判断比率

指 標	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率 (%)	— (▲1.00)	— (▲1.39)	15.0	20.0
(2)連結実質赤字比率 (%)	— (▲1.56)	— (▲2.22)	20.0	30.0
(3)実質公債費比率 (%)	7.9	8.4	25.0	35.0
(4)将来負担比率 (%)	— (▲48.2)	— (▲33.6)	350.0	
(5)資金不足比率 (%)	—	—	(経営健全化基準) 20.0	

* (1)、(2)及び(4)は算定結果がマイナス（黒字）となったので、黒字の比率を「▲」で表記した。

* (5)は公営企業会計（下水道事業）における資金が充足されているため数値は「－」となっている。

坂城町監査基準

第1章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、坂城町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- 一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- 二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- 三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- 四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- 五 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- 六 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立のかつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討し

たうえで、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠の入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 本基準に準拠している旨
 - 二 監査等の種類
 - 三 監査等の対象
 - 四 監査等の着眼点（評価項目）
 - 五 監査等の実施内容
 - 六 監査等の結果
- 2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - 二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - 三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
 - 四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、決算及びその他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
 - 五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われること
 - 六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
 - 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- 3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点

において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - 三 監査の結果に関する勧告の決定
 - 四 決算審査に係る意見の決定
 - 五 基金運用審査に係る意見の決定
 - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

附則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。